

多忙なときこそ要確認！

～年末期の商品量目立入検査を行います～

東京都計量検定所は、計量法第 148 条の規定に基づき、事業所で販売されている商品の内容量がその表記どおりに適正に計量されているかどうかを検査します。

1 年末期商品量目立入検査の概要

(1) 実施期間

平成 28 年 10 月 28 日(金)から 12 月 9 日(金)まで 延べ 28 日間

(2) 実施規模等

ア 立入事業所： スーパーマーケット、駅ビル、食品製造所※など

イ 立入事業所数： 約 180 事業所

(3) 検査内容

主に食肉、魚介、野菜及び惣菜等について、次の検査を行います。

ア 商品量目検査：「表記された内容量」と「実際の内容量」との差が、計量法で定められた許容誤差の範囲内にあるか。

イ 表記の検査：「事業所名・住所」「内容量」「計量単位」の表記が正しいか。

※食品製造所とは、食品を製造し計量してパックしている事業所のこと。

2 検査結果の発表及び事業所への対応

(1) 検査結果の発表

平成 29 年 1 月下旬頃を予定しています。

(2) 立入事業所への対応

ア 許容誤差の範囲を超えて内容量が不足している商品は不適正商品とし、その場で関連する商品すべての再計量を指示します。

イ 不適正商品が全検査数の 5%を超える事業所は不適正事業所とし、その場で「改善指導」を行います。

また、必要に応じて再度立入検査を実施し、改善されていない場合は計量法に基づき「改善勧告」、「事業者名の公表」及び「改善命令」等を行います。



《問合せ先》 東京都計量検定所 検査課
電話 03-5617-6637・6628 (直通)